

徳島県告示第百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（応神町加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市応神町古川字東一八七 一

坂東 善則

同 字戎子野一四 一六 アポスタ応神二〇二号

瀧川 大作

2 加入区

応神町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

応神町漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年三月二十三日から同年四月六日まで

2 縦覧場所

徳島市応神町古川字東一〇五番地

応神町漁業協同組合

（堂浦加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市瀬戸町堂浦字本浦下六三番地一七

大山 勇

同 字地廻り壱一九三番地二六

藤井 研一

2 加入区

堂浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

堂浦漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年三月二十三日から同年四月六日まで

2 縦覧場所

鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式二八二番地の四

堂浦漁業協同組合